

八幡浜市建設工事入札者心得

平成 17 年 3 月 28 日制定
平成 27 年 4 月 1 日一部改正
令和 5 年 1 月 1 日一部改正
令和 7 年 3 月 17 日改正

八幡浜市の発注する建設工事の入札参加者は、八幡浜市契約規則（平成 17 年八幡浜市規則第 45 号）のほか、契約条項・関係書類・現場等を熟知するとともに、次の条項をよく読んで入札をしてください。

記

- 1 入札書は、所定の様式（様式 1）のものを使用すること。
- 2 入札書は、1 件ごとに 1 通を作成し、封かんのうえ、氏名及び入札書であることを表記して提出すること。
- 3 書類の文字及び印影は明りょうであって、かつ消滅しないもので記載すること（鉛筆等による記載はしないこと。）。
- 4 入札金額は、アラビア数字を用いること。
- 5 入札代理人は、入札開始前に、その代理権限を証明する書面（委任状）を提出し、入札執行者の確認を受けること。また、入札代理人の提出する入札書には、次の要領により入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印を用いること。

入札者 住 所

氏 名

代理人 氏 名

印

- 6 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。
 - (1) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。ただし、入札者抽せん選定入札による場合は、入札の出席確認を受けてから、入札執行の完了に至るまでの間の辞退は認めないものとする。
 - ① 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式 2）を契約担当者に持参又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）により提出して行う。
 - ② 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。
 - (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 7 入札参加者は、設計書及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合、指名を受けた者においては、設計書を閲覧する際に、入札通知書を閲覧事務担当者に提出するものとする。
- 8 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 八幡浜市契約規則又は入札に関する条件に違反した入札
 - (2) 入札者又はその代理人がした 2 以上の入札
 - (3) 代理権限のない者のした入札
 - (4) 金額を訂正した入札
 - (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明りょうである入札
 - (6) 明らかに連合によるものと認められる入札
 - (7) 信ぴょう性が高いと判断される談合情報を入手した場合など入札を継続することが適当でないと認められる入札
- 9 前項の認定は、入札執行者が行い、入札者は、異議の申立てができないものとする。
 - 10 入札の執行を故意に妨害した入札者は、退場を命ずるものとする。
 - 11 開札は、所定の場所及び日時に入札者の立会いのうえ行うものとする。ただし、入札者で立ち会わない者がある場合においても開札するものとする。
 - 12 いったん提出した入札書の返還・引替え・変更又は取消しは、できないものとする。
 - 13 入札者中、予定価格以内で最低価格の入札をした者を落札者とする。ただし、工事の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格以内で入札をした他の者のうち最低価格の入札をした者を落札者とする。
 - 14 工事の請負契約に係る入札において、八幡浜市契約規則第 16 条の第 1 項の基準に該当する入札を行った者は、契約担当者が行う同条第 2 項に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
 - 15 入札回数は、1 回とする。また、予定価格を超える金額の入札は無効とする。なお、入札の結果不調となったときは、設計図書の再検討を行い、その結果により指名替え又は再入札とする。
 - 16 入札参加者は、入札時に工事費内訳書を提出するものとする。ただし、市長が特に認めた工事は、この限りでない。
 - 17 前項の規定において、工事費内訳書を提出しない者は、当該入札に参加できないものとする。
 - 18 入札執行者は、必要と認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取り消し、又は入札日時を延期することができるものとし、この場合において、入札執行者は入札者の損害に対しその責を負わないものとする。
 - 19 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上であるときは、直ちにくじで落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして、これに代わり、くじを引かせるものとする。
 - 20 入札者は、入札後、八幡浜市契約規則・設計書・仕様書・図面・契約条項・現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。
 - 21 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して 7 日以内に契約担当者又はその代理人に対し、契約の締結を申し出なければならない。ただし、落札者において、やむを得な

い理由があるときは、その期間の延長を求めることができる。

- 22 予定価格 4,500 万円以上（建築一式工事にあつては 9,000 万円以上）の工事の入札にあつては、全ての入札参加者は、入札時に入札書とあわせて配置予定技術者届を提出しなければならない。この場合において、技術者の専任等の確保が困難と認められるときは、落札決定を取り消すものとする。
- 23 前項により落札決定を取り消した場合は、予定価格以内で入札をした他の者のうち最低価格の入札をした者を落札者とし、配置予定技術者の確認を行うものとする。
- 24 落札者は、契約締結の申出と同時に、契約金額の 10 分の 1 以上（低入札価格調査を受けた者との契約にあつては 10 分の 3 以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。
- 25 落札者が 21 に規定する期間内に契約の締結を申し出ないとき（前項に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。）は、落札は、その効力を失うものとする。
- 26 この心得は、随意契約による見積合わせ、測量等の場合に準用する。

(様式 1)

(用紙 A 4)

入札書		年	月	日
八幡浜市長	様			
	住所			
入札者	商号又は名称			
	代表者氏名			印
	代理人			印
<u>一金</u>				
ただし、(工事番号及び工事名)				
上記のとおり、八幡浜市契約規則を遵守し、契約条項を承認のうえ入札します。				

(様式 2)

(用紙 A 4)

入札辞退届				
<u>件名</u>				
上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。				
	年	月	日	
	住所			
	商号又は名称			
	代表者氏名			印
八幡浜市長	様			